

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 6 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルスに関連して国の要請に基づき
外出を自粛している者に係る診療報酬の取扱いについて

新型コロナウイルスに関連して国の要請に基づき外出を自粛している者に係る診療報酬の取扱いについては、当面、別添のとおり取り扱うこととしたので、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL:03-5253-1111（内線 3172）
FAX:03-3508-2746

(別添)

問1 新型コロナウイルスに関連して国の要請に基づき外出を自粛している者であって医師等の診察が必要な者の求めに応じて、保険医療機関の医師等が宿泊施設に往診をせざるを得なかった場合、往診料は算定できるか。

(答)

算定できる。

問2 往診の結果、再度診療が必要と判断され、本人の同意を得て継続的に宿泊施設を訪問して診察を行った場合に、訪問診療料（歯科診療にあつては、歯科訪問診療料）は算定できるか。

(答)

算定できる。